

中尾山古墳整備に伴う地質調査業務委託 仕様書

1. 業務件名

令和8年度 第221号 中尾山古墳整備に伴う地質調査業務委託

2. 業務目的

2026年7月に「飛鳥・藤原の宮都」がユネスコ世界遺産に登録された中尾山古墳は、「飛鳥・藤原の宮都」において飛鳥時代の終末期から奈良時代への移行期における皇族の墓制の変遷や平城遷都の政治的背景を示す極めて重要な遺跡とされている。本業務は、当該中尾山古墳の整備実施設計に資する地質情報を入手することを目的とする。

3. 業務内容

(1) 履行箇所

奈良県高市郡明日香村大字平田地内 （別紙「平面図・横断図」参照）

(2) 地質調査 （機械ボーリング・サウンディング及び原位置試験・弾性波調査の実施）

古墳調査における地質調査は、文化財保護および遺構の保全の観点から遺構の破壊を伴う調査は避ける必要がある。本業務は埋没遺構や埋納物に主眼を置いたものでなく、墳丘盛土の地盤状況を把握して、安定対策を施すための実施設計に有益な地質情報が得られる調査を実施する。

(3) 解析等調査

現地調査で得られたデータを基に地質断面図を作成する。また、設計検討に必要となる各地層・地質の地盤定数提案値を設定する。

また、当該斜面の安定性について評価を行うとともに、設計に対する地形・地質的な留意点等を取りまとめる。

4. 留意事項

(1) 監理者の配置

発注者は、本調査業務の適正な履行を確保するため、発注者側の監理者を定め、受注者に対して調査計画、現地作業、成果物作成等に関する指示、確認、立会い及び検査を行うこととする。受注者は、監理者の指示を遵守し、円滑に業務を遂行しなければならない。

(2) 文化財保護

①古墳の墳丘表面や樹木等を傷つけないよう、機材の搬入・搬出時や設置時は慎重に作業を行うこと。

②現地小運搬に伴う車両の乗り入れが必要な場合は、事前に発注者の許可を得ること。

③本調査地点は史跡（または埋蔵文化財包蔵地）であるため、掘削にあたっては遺構の破壊を最小限に留めること。

④掘削中に考古学的な遺物、変色土、木質、その他異物を認めた場合は、直ちに削孔を中止し、発注者および監理者に報告し発注者、監理者、受注者の三者で協議すること。

(3) 関係機関や学識経験者との協議

当箇所は、歴史公園内における調査となるため、国土交通省並びに文化庁などの関係機関と協議を行いながら業務を行うこととする。また成果品を取りまとめる際、学識経験者による意見を反映させることとする。

(4) 安全管理

現地では、史跡見学または散策等一般者に対する安全確保に十分配慮すること。

(5) 疑義事項

現地作業を実施する過程で、地盤状況や何らかの障害等により計画変更が必要となった場合は、速やかに発注者と協議すること。

5. 成果品

(1) 報告書 簡易ファイル製本 1 部

(2) 上記電子データ CD-R 1 部

(3) その他 1 式

6. 委託期間

委託契約締結日の翌日から、令和9年3月26日までとする

7. 作業計画

受託者は、本業務の着手にあたり文化財課と協議の上「作業計画書」を作成するものとする。

8. 打合せ協議

受託者は、本業務の実施において文化財課および関係機関と適宜打合せを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。また、打合せの内容については記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

9. 業務管理

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、同種業務の経験を有する者を担当者に配置しなければならない。

10. 納品場所

明日香村教育委員会事務局 文化財課

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘 21

11. その他

本仕様書に定めのない事項が生じた場合および業務内容等に疑義が生じた場合は、速やかに協議すること